

上天草市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上天草市有料広告事業基本要綱（平成19年11月30日上天草市告示第108号の2。以下「基本要綱」という）及び上天草市有料広告掲載基準（平成19年11月30日上天草市告示第108号の3。以下「掲載基準」という）に基づき、上天草市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 雑誌スポンサー制度は、上天草市立図書館（以下「図書館」という。）が利用者へ提供する雑誌（以下「提供雑誌」という。）に広告を掲載する者（以下「雑誌スポンサー」という。）を募ることにより、新たな図書館資料を確保し、雑誌コーナーの充実を図るものとする。

2 雑誌スポンサーは、提供雑誌の購入代金として毎年度別に広告掲載料を支払うものとする。

3 図書館は、提供雑誌の最新号に広告を掲載したカバーを付して雑誌コーナーに配架し、利用者の閲覧に供するものとする。

(雑誌スポンサーの適用外対象者)

第3条 掲載基準第3条に掲げる規制業種又は事業者のほか、個人は、雑誌スポンサーになることができない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(掲載の規格)

第4条 第2条第3項のカバーに掲載する広告の大きさは、カバー表面については、スポンサー名等を表示し、縦4センチメートル以内、横13センチメートル以内、地色は白色、文字は黒色とする。また、カバー裏面については、雑誌スポンサーが作成したカバーの縦横寸法未満の片面印刷のものを使用することとする。

(掲載しない広告)

第5条 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、基本要綱第3条及び掲載基準第4条に該当するものは掲載しない。

2 申込者が広告主でない広告は掲載しない。

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、4月1日又は上天草市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が掲載を決定し、広告掲載料の納付を確認した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

2 広告の掲載期間満了の2月前までに広告主からの雑誌の提供中止届（様式第6号）の提出がない場合は、掲載期間を自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 雑誌スポンサーに応募しようとする者は、図書館が指定する雑誌の中から提供しようとする雑誌を選定し、上天草市立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に次の書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 掲示しようとする広告の図案及び原稿

(2) 雑誌スポンサーに応募しようとする者の概要がわかる書類

2 雑誌スポンサーに応募しようとする者が、図書館が指定する雑誌以外の雑誌の提供を希望する場合は、教育委員会が図書館資料として適当と認めたものに限り提供することができる。

(スポンサーの決定等)

第8条 教育委員会は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、上天草市立図書館雑誌スポンサー決定(却下)通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

2 教育委員会は、必要に応じて雑誌スポンサーに対し広告内容の修正等を依頼することができるものとし、雑誌スポンサーは、正当な理由がない限り、これに応じるものとする。

3 同一の雑誌に複数の応募があった場合は、先着順により決定を行うものとする。

4 掲載が決定された雑誌スポンサーは、教育委員会に対し、第1項の通知を受け取った後速やかに、誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(支払方法)

第9条 雑誌スポンサーは、広告掲載料を教育委員会が定める日までに支払うものとする。

2 前項の支払いは一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は年度末に精算するものとする。

3 振込む場合の手数料は、雑誌スポンサーの負担とする。

(提供雑誌の休刊又は廃刊)

第10条 雑誌スポンサーは、提供雑誌が休刊又は廃刊になった場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができる。

(広告掲載の責務)

第11条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告内容等の変更)

第12条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供期間内に広告内容等を変更しようとするときは、広告内容等の変更届(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により変更届が提出されたときは、その内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、広告内容等の変更承認決定(却下)通知書(様式第5号)により、雑誌スポンサーに通知するものとする。

(広告掲載の取消)

第13条 教育委員会は、雑誌スポンサーが、第5条又は次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。

(1) 市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(2) 申込書に、虚偽の内容があったとき。

(3) 倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。

(4) 雑誌の提供中止届(様式第6号)により、スポンサーが雑誌の提供の中止を届け出た場合。

2 教育委員会は、市の都合により広告の掲載を継続することができなくなったときは、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。

3 前2項の理由により広告掲載の取り消しをした場合は、雑誌スポンサー取

消通知書（様式第7号）により、広告主に通知するものとする。

（雑誌の所有権）

第14条 スポンサー誌は、市に帰属するものとする。

（雑則）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。